

公募要領

1. 業務名称

小水力発電の検討にかかる流況調査及び事業性評価の実施業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえで確定する。

※参考資料については参加申込書及び秘密保持誓約書の提出後、応募資格があると認められたものに配布する。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

内訳 2025 年度：4,500,000 円、2026 年度：1,500,000 円

(4) 契約期間

契約締結後～2026 年 9 月 30 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、年度ごと分割して支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （１） 当該委託業務の実施に必要な組織、人員（当該委託業務経験者３人以上）、設備、技術・能力等を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （３） 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者でないこと。
- （５） 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び地方税に滞納がないこと。
- （６） 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- （７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- （８） 神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- （９） 単独で応募した者が、他で応募する共同企業体の構成員にならないこと。
- （10） 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- （11） 共同企業体で応募する場合は、共同企業体として（１）の要件を満たすこと。また、共同企業体のすべての構成員が（２）～（10）の要件をすべて満たすこと。

5. スケジュール

公募要領の配布開始日	2025 年 4 月 14 日（月）14 時以降
参加申請関係書類・質問書の提出期限	2025 年 5 月 8 日（木）17 時まで（必着）
質問書に対する回答	2025 年 5 月 13 日（火）（予定）
応募書類の提出期限	2025 年 5 月 29 日（木）17 時まで（必着）
企画提案審査会の開催	2025 年 6 月上旬 ※詳細は応募者に別途通知
選定結果通知・公表	2025 年 6 月上旬（予定）
契約締結・事業開始	2025 年 6 月中旬（予定）

6. 応募手続き等に関する事項

- （１） 実施要領等の交付

交付開始	2025 年 4 月 14 日（月）14 時以降
交付書類	①公募型プロポーザル実施要領（本書） ②仕様書 ③契約書（案）

	④各種様式（秘密保持誓約書を含む。）
交付方法	以下神戸市ホームページにて掲載 https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/energy/20250414.html ※直接配布、郵送等による配布は行わない。

（２） 参加申請手続き

受付期間	2025 年 4 月 14 日（月）から 2025 年 5 月 8 日（木）17 時まで
提出書類	①（様式第 1 号）参加申込書 ②（様式第 2 号）秘密保持誓約書 ③（様式第 3 号）法人・団体概要（法人・団体のパンフレット等があれば、要添付） ④直近の年度の決算書（任意様式） ⑤（様式第 4 号）共同企業体結成届出書 ※共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員の①、②、③も提出すること。 ⑥法人登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）（写しでも可。） ⑦法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可。） ※滞納がないことを証明する納税証明書によること。 ※当該区市町村において、上記様式等がない場合は各区市町村民税の納付を称する証明書様式にて提出すること。 ⑧（様式第 5 号）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 ※神戸市の入札参加資格がある場合は⑥⑦⑧の提出は省略可。 ※⑥⑦については提出時点で発行日より 3 か月以内のものとする。
通知	資格要件を満たさなかった場合のみ、参加資格審査申請書受理後に電子メールにて通知する。

（３） 質問の受付

受付期間	2025 年 4 月 14 日（月）から 2025 年 5 月 8 日（木）17 時まで
提出書類	（様式第 6 号）質問書
回答方法	参加者全員に対して、2025 年 5 月 13 日頃（予定）に電子メールにより回答する。 ※面会又は電話による質問は受け付けない。 なお、質問書への回答を以て、本公募要領及び仕様書の補完とする。

（４） 応募書類の提出

受付期間	2025 年 4 月 14 日（月）から 2025 年 5 月 29 日（木）17 時まで
提出書類	①企画提案書（任意様式） 【様式】

	A4 版（縦横自由）で作成し、PDF データに変換すること。表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載し、10 ページ程度とすること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。 【記載必須項目】 ア) 本業務実施に対する基本方針 イ) 本業務実施にあたっての人的な推進体制や具体的な進め方 ウ) 事業管理責任者名・連絡先 エ) 仕様書の業務項目に関する事業の提案内容・セールスポイント オ) 本業務の実施スケジュール ※提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。ただし、契約締結に向けた仕様書等の事前協議によっては、一部、提案のとおりに実施しない場合がある。 ※提案内容は、受託候補先確定後、再度、市と詳細を協議して決定する。
	②見積書（任意様式） 【様式】 A4 版（縦横自由）で作成し、PDF データに変換すること。 【備考】 ア) 作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること。 イ) 本業務の履行のために使用する機材等一式は受託事業者の責任と費用により調達（事業費に計上）すること。 ウ) 見積金額は、契約上限額を超えないこと。

（５） 注意事項

応募者が次の事項に該当した場合は失格とする。

- ①本公募要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ②応募書類に虚偽の記載をした場合。

（６） 上記（２）～（４）の提出先・提出方法

本要領「８（２）問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付すること。

※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

７．選定に関する事項

（１） 選定方法

- ①提出された事業企画書・提案等について、見積価格のみならず、当該業務への適合性、業務完遂能力などの内容点を評価する企画提案方式により、2025 年 6 月上旬（予定）に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに受託候補者を決定する。
- ②企画提案審査会の日時等については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

（２） 企画提案審査会

- ①応募者は、提案事項の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受

ける。1 団体につき説明時間は 20 分以内とし、審査員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、企画提案審査会の出席は原則 3 名までとする。

②提案内容にあたり、スクリーンは神戸市が用意し、応募者がその他機材を必要とする場合はそれを用意すること。

③審査項目及び配点

点	審査項目	内容	配点
内容点	企画提案	・業務を理解して全体の取組方針を示しているか	50 点
		・有効な情報収集や調査手法がとられているか	
		・提案の的確性、データの裏付けは十分か	
		・具体性や実現性を加味した提案となっているか	
		・事業化に向けた工程は適性か	
		・神戸市に適した提案となっているか	
	実施能力	・業務を期間内にできる実施体制は十分か	30 点
		・類似業務について実績豊富か	
地元優先	・神戸市内に本社を有するか	10 点	
価格点	10 点×（1－（見積金額÷契約上限額）） ※小数点以下第一位を四捨五入する。		10 点
合計			100 点

④審査員 1 人につき 100 点を持ち点とし、審査員 5 人の合計 500 点満点で評価した点数を評価点とする。

⑤企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、評価点が最も高い団体を受託候補者とする。ただし、最も評価点の高い団体が最低評価点（審査員 5 人の合計 250 点）に満たない場合は、受託候補者を選定しないこととする。

⑥審査は受託候補者の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位が最も高い受託候補者と本市による協議のうえ、提案内容の見直しを行うものとする。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類等の返却はしない。なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類等を複写する場合がある。
- ③ 提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ④ 期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ⑤ 提出書類等に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

神戸市環境局脱炭素推進課 企画推進担当

電話：078-595-6088

メールアドレス：energy@city.kobe.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く平日 9 時 00 分～17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）